資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

ただし、同時に募集株式の発行により資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円増額いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月十九日

掲載頁　四十八頁（号外第一八一号）

平成二十六年四月二十二日

東京都千代田区鍛冶町一丁目九番一六号

株式会社近代設計

代表取締役　島田　芳久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十五億二百五十万円、資本準備金の額を二十四億二百五十万円減少し、それぞれ四十四億円、十一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十六年五月二十三日であり、株主総会の決議は平成二十六年四月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月一日

掲載頁　一九〇頁（号外第一四一号）

平成二十六年四月二十二日

東京都中央区新川一丁目一四番一号

ジュピターショップチャンネル株式会社

代表取締役　篠原　淳史

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十億円、資本準備金の額を三百七十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年四月二十二日

東京都港区西新橋二丁目三八番五号西新橋ＭＦビル

パナソニック　ヘルスケアホールディングス株式会社

代表取締役社長　山根　健司

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月八日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十一・四八株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月二十二日

東京都大田区田園調布一丁目五〇番一四号

サウスモールド株式会社

代表取締役社長　阿久井　真

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月八日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五十五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月二十二日

東京都大田区田園調布一丁目五〇番一四号

プロエース株式会社

代表取締役社長　阿久井　真

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月二十二日

東京都渋谷区桜丘町一二番一〇号

株式会社ＡＭＢＩＴＩＯＮ

代表取締役　清水　剛

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年五月六日を基準日と定め同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年四月二十二日

長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢一一五四番地一〇

有限会社丸山珈琲

取締役　丸山健太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年五月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年四月二十二日

福岡県直方市須崎町六番三二号

福筑総合開発株式会社

代表取締役　小川　精一

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更し、当会社の発行する株式はすべて譲渡制限株式とし、株主以外の者による株式の譲渡による取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年六月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年四月二十二日

東京都中野区弥生町五丁目二番二号

同仁医薬化工株式会社

代表取締役　小川　正樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である都丸伸顕が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年四月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

ＷＢナンバー・エイト・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　都丸　伸顕

訂正公告

平成二十六年四月十六日（号外第八十六号）掲載の宮城エスサン株式会社に係る解散公告中、「同年四月一日をもって解散」とあるは「平成二十六年三月三十一日をもって解散」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年四月二十二日

仙台市青葉区一番町二丁目一一番一号

宮城エスサン株式会社

代表清算人　佐々木淳一郎

正誤

ページ	段	行	誤	正
九六	上	一五	第三十条の規定第三十条、第四十七条及び第四十九条	第四十七条及び第四十九条の規定
五五五	下	終りから一二	「耐震改修	「耐震改修」

平成二十六年三月三十一日（号外特第六号）国土交通省告示第四百三十八号（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第九項の規定の適用を受けようとする場合の申請書の様式を定める件）（原稿誤り）

平成二十六年三月十四日（号外第六十一号）公布厚生労働省令第二十号（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令）（印刷誤り）

平成二十六年四月七日法務省告示第百五十一号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

三ページ四段二行目から二五行目までを削除する。

平成二十六年三月三十一日（号外特第六号）国土交通省告示第四百三十八号（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第九項の規定の適用を受けようとする場合の申請書の様式を定める件）（原稿誤り）

七ページ下段終りから一六行目の次に次のように加える。

別図（九）を削り、別図（十）を別図（九）とし、別図（十一）から別図（十四）までを一図ずつ繰り上げる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月二十二日付第九〇号九　六ページ●同日付政府調達第七四号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　送料別（配）